

楠小学校区つながる会

安全・安心で助け合える地域の絆づくり

楠まちづくり新聞

本年度の総括

平成26年度の「つながる会」は昨年の6月1日（日）の定期総会が発表点でした。年度末にあたり平成26年度の活動を総括しておきます。

①研修会の開催

11月22日（土）に神戸市「人と未来防災センター」への見学会を実施しました。

平素から災害時に備えて体制を整えておけば、被害は最小限に食い止められることを、皆が共有する必要があります。皆様方の協力もよろしくお願い致します。



防災研修(集合写真) 第4号

②広報紙の発行

先ず最初、6月に「まちづくり新聞」第2号を発行しました。

「定期総会の開催」報告と「今年度事業計画」の発表がトップ記事となりました。



定期総会の様子 第2号

③地域ワークショップの開催

11月14日（金）、河内長野市第5次総合計画の「地域別計画」策定に関する「第1回地域ワークショップ」が開催されました。

12月に第2回、1月に開催しました。

つながる会
発行 会長 長崎和実
事務局 白井春夫
広報部 高石正憲

続けて、9月に「まちづくり新聞」第3号を発行しました。

楠小学校の生徒さんをお願いして、夏休み期間中に防災に関するイラストを描いてもらいました。5年生の作品「お助けくん」がトップを飾りました。



お助けくん登場 第3号

その後、12月に「防災研修」報告の第4号を発行しました。

最後の3月末には「本年度の総括」記事を載せた第5号を発行しています。

12月に第2回、1月に開催しました。

④自治会等 防災訓練 情報交換

9月7日（日）に北貴望ヶ丘で防災訓練が行われました。



北貴望ヶ丘の防災訓練 第3号

桐ヶ丘中央自治会は9月に桐ヶ丘自治会と「災害時における一時避難場所としての使用に関する協定書」を取り交わしました。

隣接する自治会が互いに抱える災害リスクを補う目的で協定を結びました。

協定書 (見本) 第4号

9月13日（土）には松ヶ丘で防災訓練が行われました。

11月15日（土）には南貴望ヶ丘で防災訓練が行われました。



L.M.自由が丘の防災訓練 第4号

11月30日（日）には桐ヶ丘で防災訓練が行われました。

LM自由ヶ丘では11月16日（日）に消防訓練、そして12月7日（日）には防災訓練を行いました。

本年の予算執行は最終的に会計監査を受けてから確定しますが、大きな支出項目として「簡易トイレ用テント」を2張り購入しました。

⑤予算執行

要ありません。また、部品の紛失もありません。



簡易トイレ用テント 第5号

トイレ用テントの購入に合わせて、左記の3種類の商品を見本として掲載しておきます。各自治会・自主防災等の団体で被災時の備品としてのご検討をお願いします。



ダンボール製ブルマル3



ダンボール製ニューブルマル



スチール ペンリートイレ

⑥運営委員 増員

本年度は運営委員の増員は1名のみ結果となりました。次年度も引き続き「つながる会」の活動に参加していただける方を募集しています。皆様の参加を心よりお待ちしております。

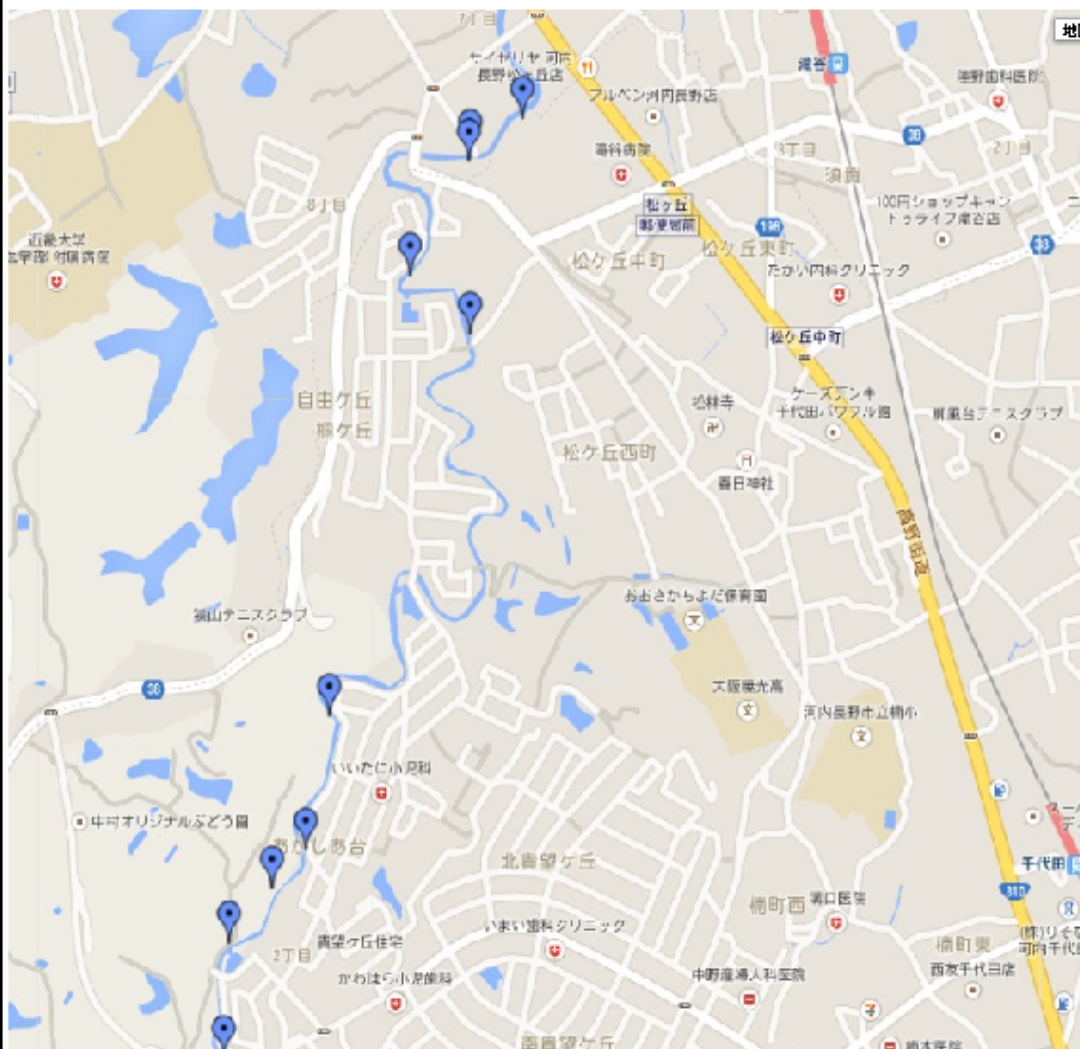
平成27年度総会の予定
6月7日（日）19時 詳細は
松ヶ丘集会所 後日連絡

西除川の河川氾濫・浸水区域及び楠校区の土砂災害危険区域について

3月13日(金) 富田林土木事務所の方より「西除川の河川氾濫・浸水区域及び楠校区の土砂災害危険区域」について説明を受けました

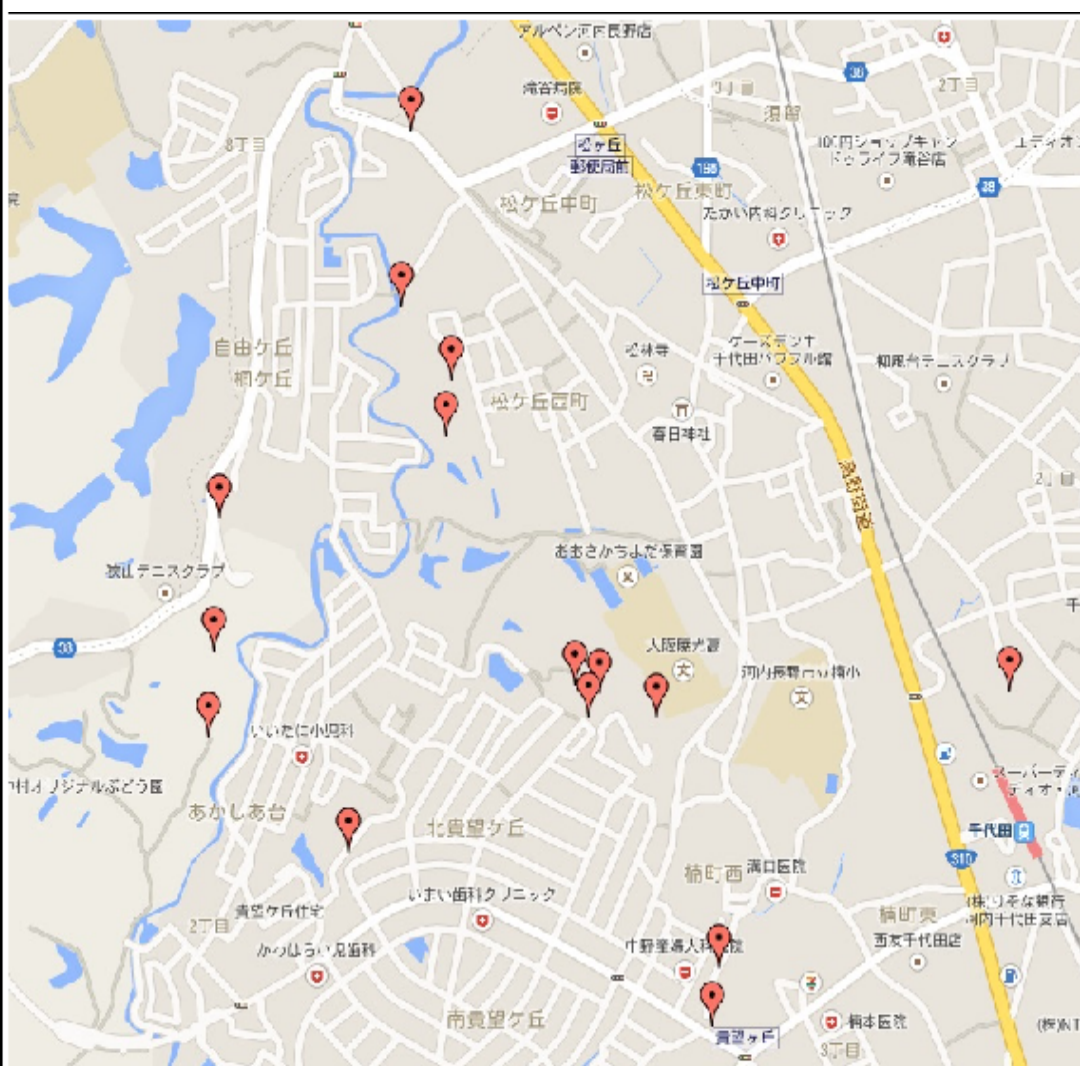
西除川の浸水区域

西除川に関しては、水位計は設置されていません、雨量計は小山田第2公園内に設置されています。大雨の際に降雨量が気



http://guidemap.ksrd.jp/11_bousai/ 洪水リスク地点(10年に一度)

まず最初に、平成24年 詳細は「大阪府 洪水になる方は雨量計のアイに調査された「洪水リスク表示図」(http://www.pref.osaka.jp/10年一度の降雨)「a.jp/」より地域は「60分単位の雨量」だと左記の図に示した青として「河内長野市」をと「降り始めからの連続色の地点に洪水リスクが選択すると確認できま雨量」が即時に分かるようになっています。さらに「30年一度の降雨」の場合、この図には、先ほどの「10年に一度の降雨」か上流の地域には「10年に一度の降雨」の場合とそれぞれまでの洪水リスク地点や河川改修の治水目標が掲載されていますので参考と説明がありました。



http://guidemap.ksrd.jp/11_bousai/ 土砂災害 指定区域

土砂災害危険区域

台風の時や大雨時には危険区域をできるだけ建物内から注意深く観察し、気象情報などさまざまな情報に気を配り続けましょう。

土砂災害指定区域は大阪府が崖の高さや傾斜度など一定の基準にしたがって調査した結果をもとに公表されています。一つの例として土砂災害警戒区域とされるのは「傾斜度が30度以上で高さ5m以上の区域」(土砂災害防止法施行令第二)だとされています。詳細は「大阪府 土砂災害防止法(https://www.pref.osaka.jp/10年一度の降雨)」より「前兆現象」が起りまら、市役所等に連絡する前に、異常を知らせる一つのケースであり、これ以外の洪水リスクや危険区域が生じる場合があります。

日々の心がけ

洪水リスクや危険区域の表示は想定されている一つのケースであり、これ以外の洪水リスクや危険区域が生じる場合があります。事前に危険箇所が分かれば近隣住民で互いに声を掛け合い注意を払っておきましょう。災害が発生した場合に、情報だけを鵜呑みにせずベストを尽くせるように訓練を積んでおくことが大事でしょう。

編集後記
 まちづくり新聞の第五号をお届けします
 メール kusunoki.info@gmail.com
<http://ksrd.jp/kusunoki/> [つながる会](#)